

平成30年度財政投融资計画編成 における政策評価の活用

平成30年3月
理財局

目 次

株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）	1
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	2
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	3
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4
独立行政法人福祉医療機構	5
地方公共団体	6

機関名	株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）
対象事業	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（拡充）
内容	<p>認定農業者の経営規模拡大や生産性向上のための設備投資及び農産物の輸出や6次産業化等の意欲と創意工夫を生かす経営改善の取組を支援するための融資制度において、以下の内容を要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人向け特認限度額の引上げ 20億円又は目標売上額の2倍のいずれか低い額→40億円又は目標売上額の2倍のいずれか低い額

要求省庁・機関における政策評価

- ① 政策的必要性
一層の経営規模拡大等に取り組む農業者の更なる攻めの経営展開を支援するため、特認限度額を引き上げる必要がある。
- ② 民業補完性
農業の特性から、民間金融機関では対応が困難な長期かつ大型の資金需要に対し、設備資金を主体として融通することとしており、民業補完の趣旨は徹底されている。
- ③ 有効性
農業者の農業経営の発展に取り組む環境を整備することで、一層の経営規模拡大や6次産業化・輸出など新たな取組を推進するものであり、有効性は認められる。
- ④ その他（財務の健全性への影響等）
経営改善資金計画書の特別融資制度推進会議による認定、返済計画等に関する十分な審査を行うことにより、償還確実性は確保されている。

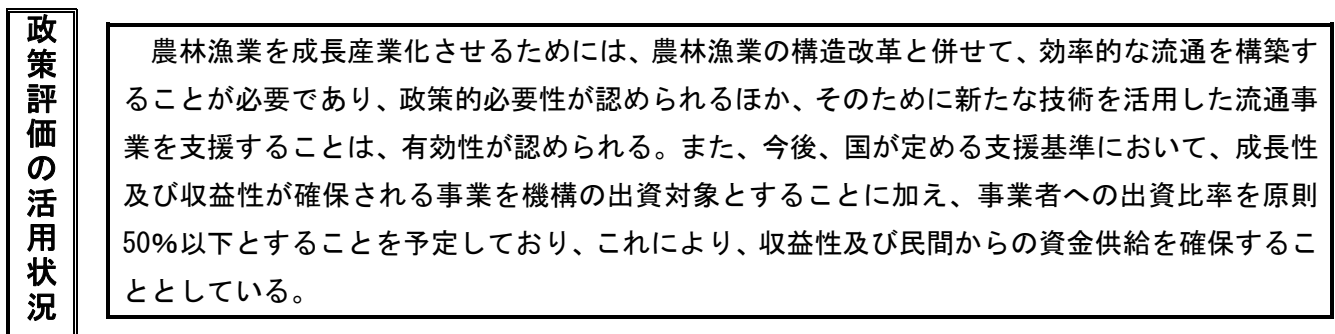
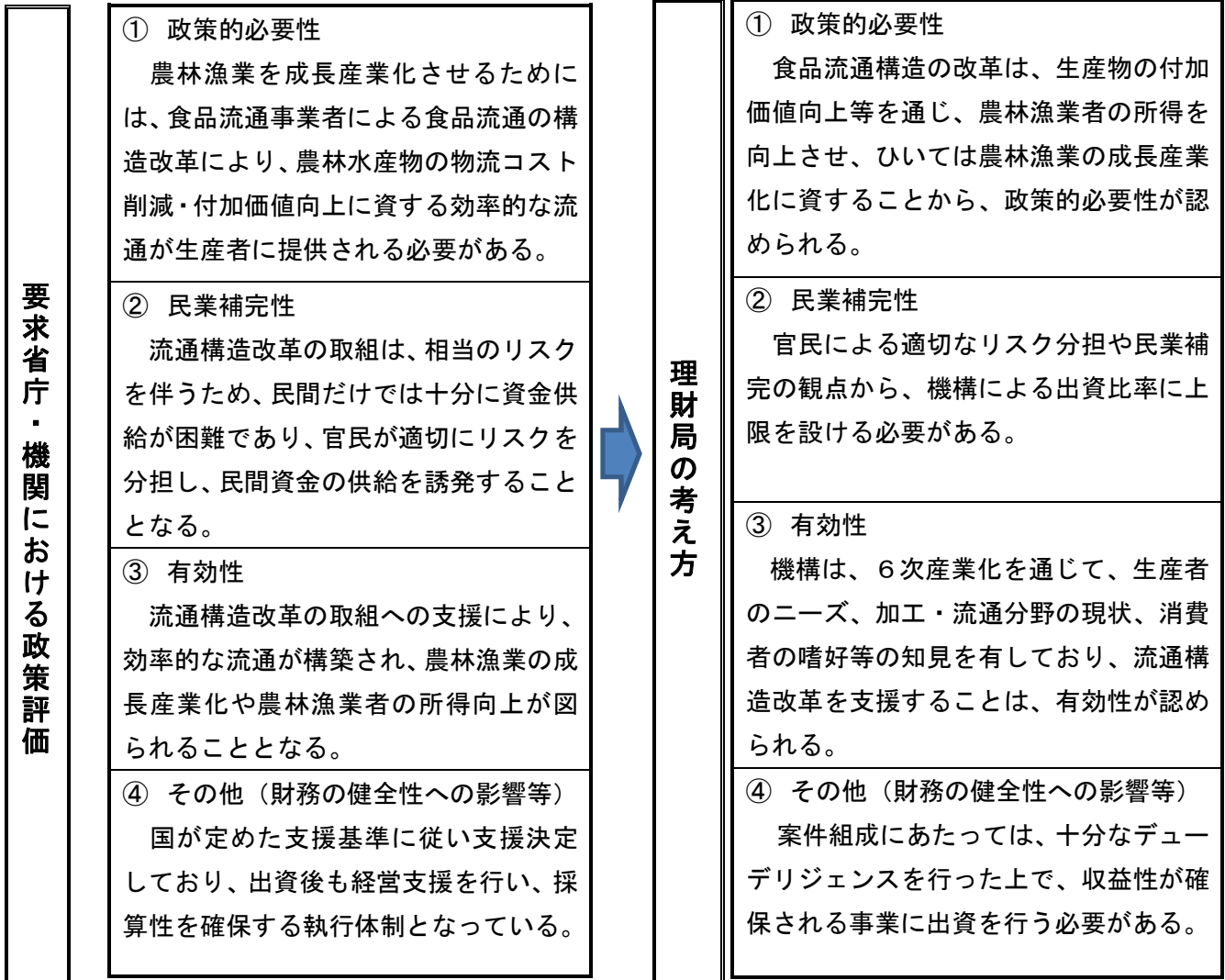
理財局の考え方

- ① 政策的必要性
限度額の引上げにより、更なる規模拡大への支援が可能となり、農業者の所得向上等に資するものと考えられるため、政策的必要性は認められる。
- ② 民業補完性
限度額の引上げにより、民間金融機関からの資金供給を阻害するおそれがあることから、協調融資に係る要件を設ける等、民業補完性に留意する必要がある。
- ③ 有効性
農地集積・集約化、6次産業化等による農業の成長産業化を推進する観点からは、限度額の引上げの有効性は認められる。
- ④ その他（財務の健全性への影響等）
限度額の引上げに伴う大型貸付案件の増大の可能性等を念頭におき、引き続き、十分な融資審査を行うとともに、融資後の適切なフォローアップ・経営支援等によって債権保全を行い、償還確実性を担保していく必要がある。

政策評価の活用状況

今後一層の経営規模拡大等に取り組む農業者を支援するため、特認限度額を引き上げる政策的必要性は認められる。他方、民業補完性を確保する必要があることから、農業者が民間金融機関からも設備資金の資金調達を行うことを特認限度額適用の要件とし、特認限度額の基準も関連付けるほか、民間金融機関との協調融資の状況について毎年検証することとした。以上を踏まえ、特認限度額については、要求額から引き下げ、① 30億円、② 目標売上額の2倍に相当する額、③ 民間金融機関からの設備資金の調達額の2倍に相当する額のうち、いずれか低い額とした。

機関名	株式会社農林漁業成長産業化支援機構
対象事業	流通構造改革の取組に対する出資事業（新規）
内容	食品流通事業者等が、ICT等の新たな技術を活用し、食品等の流通の合理化に取り組むために必要なシステム・設備を提供する取組に対する出資を追加。



機関名	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）
対象事業	支援対象事業の拡大（却下）
内容	JICTの支援対象は、通信・放送等に関するインフラ整備を伴う事業であるが、インフラの整備を伴わないソフト事業について、多数の個人や企業が活動を行う上で共通して利用するサービスを提供する事業（プラットフォーム事業）のうち、特に重要なものを支援対象に追加する。

要求省庁・機関における政策評価

① 政策的必要性 プラットフォーム事業は、個人情報を含む様々な情報を活用するため規制の対象となっており、規制分野であるが故の政治リスクやそれに伴う需要リスクの影響が大きく、民間だけでは参入困難な状況にある。
② 民業補完性 民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者にならないことを原則とする。
③ 有効性 プラットフォーム事業を新たに支援対象に加えることにより、我が国事業者の海外展開の更なる促進を図り、我が国経済の持続的成長に貢献する。
④ その他（財務の健全性への影響等） 新たな領域を支援対象とすることで、投資案件が特定の事業類型に偏ることなく分散投資が行われ、機構のリスク分散が図られる。

理財局の考え方

① 政策的必要性 プラットフォーム事業には様々なものがあり、新興国の政府施策等に基づく事業の場合、当該国の政府の政策と密接に関連し、事業内容の調整にリスクがあることなどが指摘されている。
② 民業補完性 近年、民間事業者でも政府支援を受けずに海外展開している例も認められることから、その状況に留意する必要がある。
③ 有効性 審査の過程において、総務省及びJICTは、例えば、候補となる可能性がある案件について、見込まれる地域や件数等の概要を把握する段階にも至っておらず、有効性について判断できる状況にない。
④ その他（財務の健全性への影響等） リスク分散については、③有効性と同様に判断できる状況にない。JICTは、インフラ整備事業に、大きな初期投資や資金回収リスク、規制変更など民間では対応困難な事情があることを理由に設立されたことから、その対象事業は、こうした設立趣旨にも留意する必要がある。

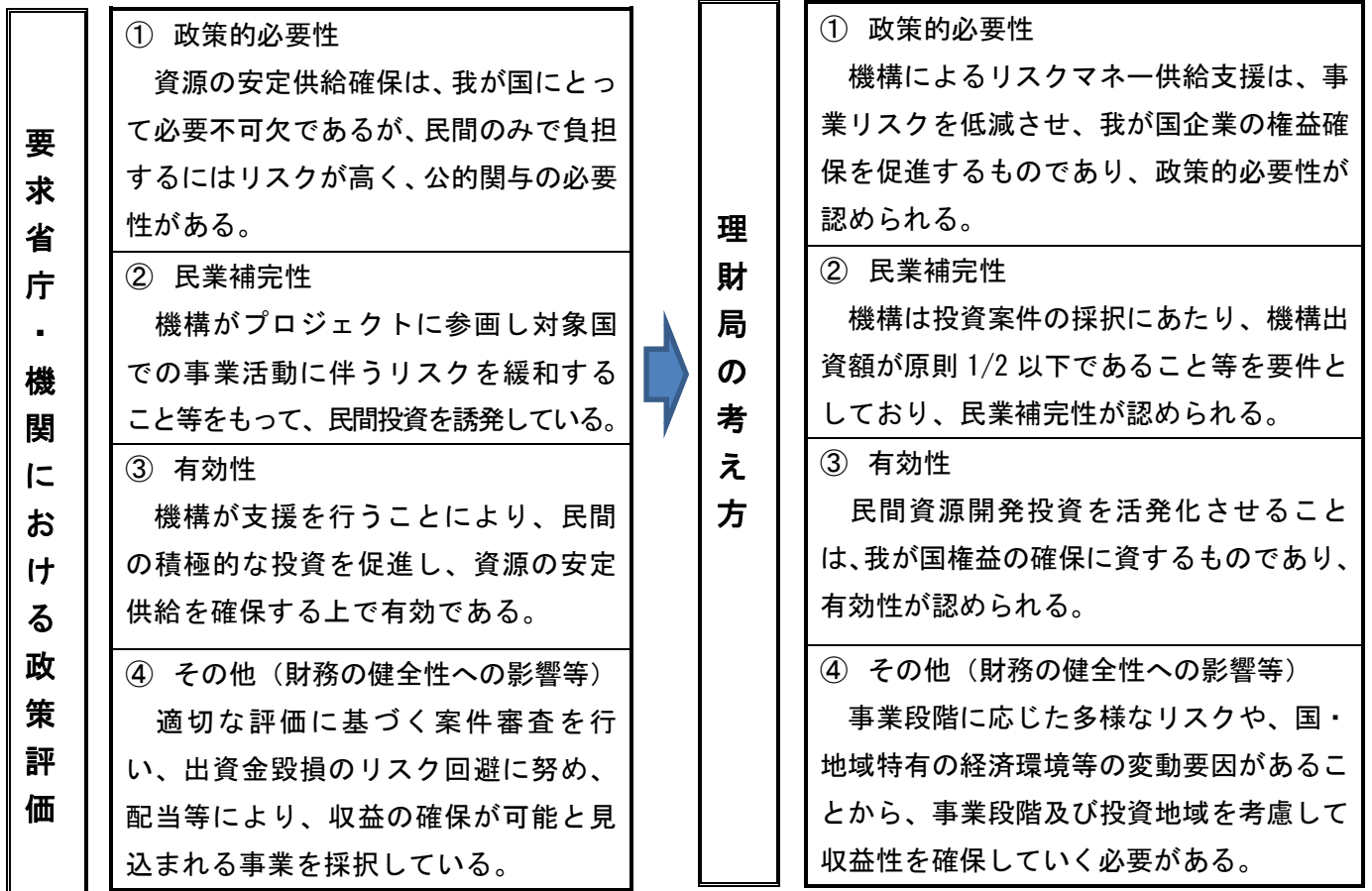
政策評価の活用状況

JICTの設立趣旨や民間企業の海外展開の状況に留意する必要がある一方、ソフト分野のプラットフォーム事業のうち、新興国の政府施策等に基づく事業の場合、民間企業が対応困難なリスクがありうると考えられる。 しかしながら、審査の過程において、総務省及びJICTは、例えば、候補となる可能性がある案件について、見込まれる地域や件数等の概要を把握する段階にも至っておらず、有効性について判断できる状況にないことから、今回の要求については認めないこととしている。但し、総務省及びJICTが、改めて支援対象拡大についての制度要求を行う準備ができれば、再度協議に応じることとしている。
--

機関名	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（投融資等・金属鉱産物備蓄勘定）
対象事業	天然ガス、石炭、地熱及び金属鉱物に係る探鉱・開発事業等に係る出資事業等（継続）
内容	資源の安定供給を確保する観点から、我が国企業の天然ガス、石炭、地熱及び金属鉱物に係る探鉱・開発事業等に対して出資による支援を行う。

（単位：億円）

		財政融資	産業投資	政府保証	財政投融資	事業規模
29年度	当初予算額	-	520	-	520	1,181
30年度	要求額	-	577	-	577	1,208
	政府案	-	411	-	411	1,042



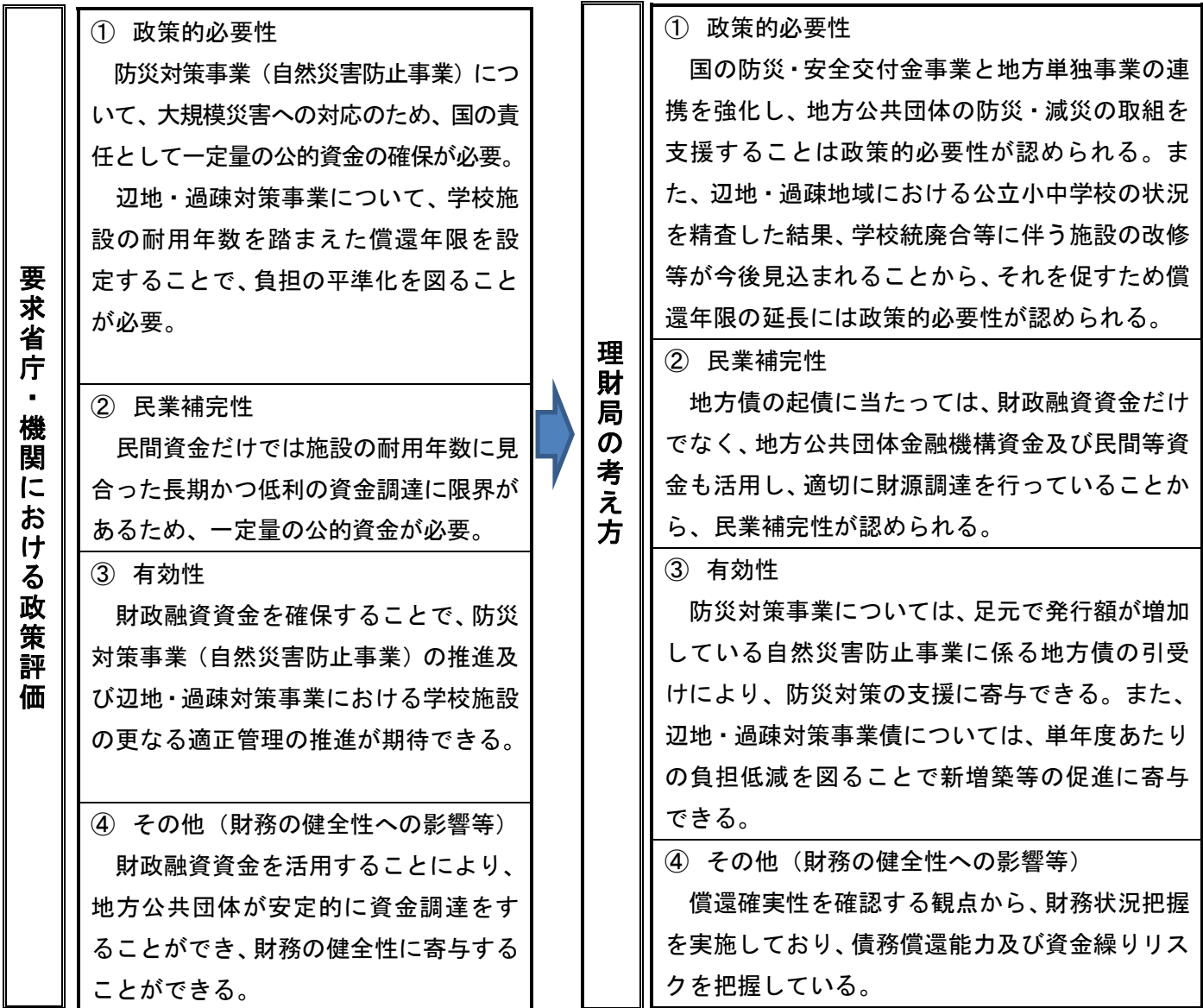
政策評価の活用状況	<p>機構によるリスクマネー供給支援は、資源開発投資に係る事業リスクの低減を通じ、我が国企業の権益維持・確保に資するものであり、政策的必要性・有効性が認められる。また、機構は投資案件の採択にあたり、機構の出資額が原則 1/2 以下であることや機構以外の本邦法人が事業の経営に参画していることを要件としていることから、民業補完性が認められる。機構が出資する投資案件は、事業の段階に応じて多様なリスクがあることや、国・地域特有の経済環境等の変動要因があることから、事業段階や投資地域を考慮しバランスのとれたポートフォリオの構築により、収益性を確保していく必要がある。今後、投資案件の積み上げにあたっては、外部有識者によるポートフォリオ評価を業務に反映する仕組みを導入することにより、より効果的なポートフォリオマネジメントを実現することを求めた上で、産業投資を措置することとした。</p>
------------------	---

機関名	独立行政法人福祉医療機構
対象事業	福祉貸付事業・医療貸付事業（却下）
内容	介護施設等の整備に係る融資制度の拡充により、地域における介護施設整備の推進を支援することを目的として、以下の内容を要求。 【貸付利率】 基準金利＋0.1％ → 基準金利同率

要求省庁・機関における政策評価	<p>① 政策的必要性</p> <p>国の信用に基づいて調達した財政融資資金を活用することにより、福祉・医療・介護サービスの利用者の負担を軽減したサービスを国民に提供することができる。</p>	理財局の考え方	<p>① 政策的必要性</p> <p>介護の受け皿整備については、「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられたものであり、政策的必要性が認められる。</p>
	<p>② 民業補完性</p> <p>社会福祉法人等は、非営利であり、公共性という観点から求められる経営の持続性等により、経営・財務基盤が脆弱であるため、民間金融市場のみによる長期資金調達は難しい。</p>		<p>② 民業補完性</p> <p>社会福祉法人等は財務基盤が脆弱であり、民間金融機関のみによる長期資金調達が困難である点は認められる。一方で、貸付利率引き下げについては、民業補完性の観点から慎重な検討が必要と考えられる。</p>
	<p>③ 有効性</p> <p>「ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)」において、2020年代初頭までに上乗せ整備していくことが掲げられており、これの早期の実現に資する。</p>		<p>③ 有効性</p> <p>本制度の拡充は、「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた介護の受け皿整備の推進に資するものと考えられる。</p>
	<p>④ その他（財務の健全性への影響等）</p> <p>融資先の財務状況や事業計画を十分に精査することとしており、健全性は確保されている。</p>		<p>④ その他（財務の健全性への影響等）</p> <p>適正な債権管理等を通じ、財務の健全性は確保されるものと考えられる。</p>

政策評価の活用状況	<p>「ニッポン一億総活躍プラン」において、「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組として、「在宅・施設サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分前倒し・上乗せすることで2020年代初頭までに約50万人分を整備する」ことが掲げられており、介護施設等の整備に係る融資の政策的必要性は認められる。</p> <p>しかし、今回の要求である介護施設等の整備に係る貸付金利の引き下げについては、これまで機構が取り組んできた民間金融機関との協調融資の推進を妨げる可能性があること、また、既存の融資制度においても政策目標の達成は十分に可能であると考えられることから、これを認めないこととした。</p>
------------------	---

機関名	地方公共団体
対象事業	地方財政法第5条各号等に規定する事業（拡充）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方単独事業のうち、防災対策事業の一部（自然災害防止事業）について、財政融資資金の貸付対象に追加。 ○ 辺地・過疎対策事業の一部について、以下の通り償還年限の延長を要求。 <ul style="list-style-type: none"> ① 辺地対策事業債（義務教育諸学校施設）の償還年限 10年以内（うち据置2年以内）→25年以内（うち据置3年以内） ② 過疎対策事業債（義務教育諸学校及び高等学校施設）の償還年限 12年以内（うち据置3年以内）→25年以内（うち据置3年以内） <p>※ ①・②ともに利率見直し方式による貸付に限る。</p>



政策評価の活用状況	<p>地方単独で行う防災対策事業に対する財政融資資金の貸付は、その政策的必要性、民業補完性及び有効性が認められることから、平成30年度から資金供給を開始することとする（平成29年度1億円、平成30年度126億円）。また、辺地・過疎地域における義務教育諸学校等施設に対する財政融資資金の償還年限延長は、その政策的必要性、民業補完性及び有効性が認められることから、かかる施設に対する辺地対策事業債・過疎対策事業債の償還年限を25年以内に延長することとした（平成29年度までは辺地対策事業債について10年以内、過疎対策事業債について12年以内）。</p>
------------------	--